

陸上自衛隊達第32-8号

防衛庁職員療養及び補償実施規則（昭和30年防衛庁訓令第73号）第16条の規定に基づき、陸上自衛隊災害補償規則（昭和49年陸上自衛隊達第32-8号）の全部を改正する。

平成6年2月15日

陸上幕僚長 陸将 富澤 暉

改正	平成 7年 9月 12日達第32-8-1号	平成 9年 1月 17日達第122-132号
	平成 10年 3月 25日達第32-8-2号	平成 12年 3月 24日達第32-8-3号
	平成 12年 12月 14日達第32-8-4号	平成 14年 3月 25日達第32-8-5号
	平成 15年 3月 7日達第32-8-6号	平成 16年 1月 9日達第32-8-7号
	平成 18年 3月 26日達第32-8-8号	平成 18年 7月 26日達第32-8-9号
	平成 19年 1月 9日達第122-215号	平成 19年 3月 28日達第32-8-10号
	平成 19年 8月 27日達第32-8-11号	平成 20年 4月 23日達第32-8-12号
	平成 21年 2月 3日達第122-230号	平成 21年 3月 18日達第32-8-13号
	平成 21年 7月 31日達第122-235号	平成 22年 3月 15日達第122-238号
	平成 23年 5月 17日達第32-8-14号	平成 27年 9月 28日達第32-8-15号
	平成 28年 3月 30日達第32-8-16号	平成 28年 8月 8日達第32-8-17号
	平成 30年 3月 23日達第32-8-18号	平成 31年 4月 19日達第122-302号
	令和 元年 6月 27日達第122-303号	令和 2年 6月 18日達第32-8-19号
	令和 3年 3月 15日達第122-315号	令和 3年 6月 4日達第32-8-20号
	令和 5年 3月 30日達第32-8-21号	令和 6年 3月 29日達第32-8-22号

陸上自衛隊災害補償規則

目次

第1章 総則（第1条-第3条）

第2章 補償及び福祉事業の実施手続（第4条-第22条）

第3章 帳簿、記録及び報告（第23条-第26条）

附則

別紙第1 機関等に勤務する陸上自衛官に係る担当駐屯地業務隊長等

別紙第2 災害発生報告書（法定第3号）

別紙第3 診断書（意見書、病歴書）

別紙第4 死亡者諸給付等報告書（法定第4号）

別紙第5 公務（通勤）災害非該当通知書

別紙第6 療養補償支払指示書（基準）

別紙第7 支給決定通知書

別紙第8 福祉事業承認通知書

別紙第8-2 福祉事業支給決定通知書

別紙第9 補償非該当通知書

別紙第10 福祉事業不承認通知書

別紙第11 災害補償金等支払指示書（基準）

別紙第12 災害補償治癒報告書（法定第5号）

別紙第13 更生指導希望者名簿

別紙第14 災害補償原簿

別紙第15 災害補償通知簿（災害補償通知書）

別紙第16 災害補償通知簿（補償・福祉の決定・承認通知書）

- 別紙第 1 7 災害補償通知簿（治癒認定通知書）
- 別紙第 1 8 災害補償台帳
- 別紙第 1 9 災害補償報告書（補償種類別）（法定第 6 号）
- 別紙第 2 0 災害補償報告書（傷病・障害等級別）（法定第 6 号）
- 別紙第 2 1 災害補償報告書（災害認定状況）（法定第 6 号）
- 別紙第 2 2 災害補償報告書（事由別公務災害認定状況）（法定第 6 号）
- 別紙第 2 3 災害補償報告書（態様別通勤災害認定状況）（法定第 6 号）
- 別紙第 2 4 災害補償報告書（第三者加害事故等発生状況）（法定第 6 号）
- 別紙第 2 5 災害補償報告書（補償の免責状況）（法定第 6 号）
- 別紙第 2 6 福祉事業報告書（法定第 6 号）
- 別紙第 2 7 特別給付金支給報告書（法定第 6 号）

第 1 章 総則

（目的等）

第 1 条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）に所属する隊員及び隊員であった者（以下「隊員等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）（以下公務上の災害を「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償及び福祉事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 公務災害の範囲は、人事院規則 1 6 - 0（職員の災害補償）（以下「規則 1 6 - 0」という。）第 2 条に規定するところによる。

3 通勤災害の範囲は、規則 1 6 - 0 第 3 条に規定するところによる。

（定義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定権者 防衛省職員補償実施規則（昭和 3 0 年防衛庁訓令第 7 3 号。以下「訓令」という。）第 3 条第 1 項第 6 号の実施機関の長である陸上幕僚長及びその権限の一部の委任を受ける方面総監をいう。
- (2) 支給決定権者 訓令第 3 条第 1 項第 6 号の実施機関の長である陸上幕僚長及びその権限の一部の委任を受ける方面総監をいう。
- (3) 業務隊長等 駐屯地業務隊長、駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては駐屯地業務を担当する部隊等の長、中央業務支援隊長、自衛隊中央病院長及び自衛隊地方協力本部長をいう。
- (4) 機関等 訓令第 3 条第 1 項各号（第 6 号を除く。）に掲げる防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関をいう。

（権限の委任及び管轄区分）

第 3 条 訓令第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により、補償及び福祉事業を実施する権限の一部を、次表左欄に掲げる者に委任し、その権限区分は当該中欄に、その管轄区分は右欄に掲げるとおりとする。

権限の委任を受ける者	権 限 区 分	管 轄 区 分
方面総監	1 公務災害・通勤災害の認定 2 平均給与額の決定 3 負傷又は疾病が治癒したことの認定 4 障害等級の決定 5 補償金額及び支給の決定（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）第4条の2第1項に規定する年金たる補償（以下「年金たる補償」という。）を除く。） 6 人事院規則16-3（災害を受けた職員の福祉事業）（以下「規則16-3」という。）第2条に掲げる福祉事業（同規則第19条の11に規定する年金たる特別給付金（以下「年金たる特別給付金」という。）を除く。）の実施についての承認及び支給の決定 7 補償法第8条、第26条、第27条、第27条の2に定める権限	1 方面総監の指揮監督する部隊等の隊員等 2 方面総監の指揮監督する部隊等に勤務を指定された即応予備自衛官 3 方面総監の指揮監督する自衛隊地方協力本部長の担当する予備自衛官及び予備自衛官補 4 方面総監の担当する警備区域内に居住する隊員であった者
業務隊長 （駐屯地業務隊を置かない駐屯地においては駐屯地業務を担当する部隊等の長）	1 療養補償の実施 2 補償金の支給 3 福祉事業の支給	1 駐屯地に所在する部隊等に所属する隊員等 2 駐屯地に所在する部隊等に勤務を指定された即応予備自衛官 3 最寄り地域に居住する隊員であった者
中央業務支援隊長		自衛隊中央病院に所属する隊員
自衛隊中央病院長		
自衛隊地方協力本部長		1 自衛隊地方協力本部に所属する隊員 2 自衛隊地方協力本部長の担当する予備自衛官及び予備自衛官補

2 機関等に勤務する陸上自衛官に係る管轄区分は、陸上自衛隊の駐屯地に所在する機関等については、当該駐屯地業務隊長等が、前項の表業務隊長の項権限区分の欄中第1項から第3項までに掲げる業務を行う権限の委任を受ける者とし、その他の機関等については、別紙第1のとおりとする。

3 前2項に規定する管轄区分は、災害発生時又は補償事由発生時をもって区分する。

ただし、年金たる補償及び年金たる特別給付金（以下「年金たる補償等」という。）の支給は、その都度陸上幕僚長が指示する者が行うものとする。

- 4 自衛隊中央病院長又は自衛隊地方協力本部長は、第1項の規定により担当する隊員が退職した場合には、補償及び福祉事業の実施のため引き続き担当することが適当と判断したときは、同項の規定にかかわらず、管轄できるものとする。

第2章 補償及び福祉事業の実施手続

（特殊な災害の認定）

第4条 方面総監は、次の各号の「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」（以下「運用通達」という。）に掲げる災害について、公務災害の認定を行うに当たっては、あらかじめ陸上幕僚長の承認を得て行うものとする。

- (1) 運用通達第2、「1 公務上の負傷の認定」の(1)のキの(ケ)に掲げる災害
- (2) 運用通達第2、「1 公務上の負傷の認定」の(6)に該当する災害
- (3) 運用通達第2、「2 公務上の疾病の認定」の(3)のキに該当する災害（疾病の程度が軽度で、かつ容易に治癒する見込みのものを除く。）
- (4) 運用通達第2、「2 公務上の疾病の認定」の(4)に該当する災害

2 方面総監は、次の各号に掲げる災害について、通勤災害の認定を行うに当たっては、あらかじめ陸上幕僚長の承認を得て行うものとする。

- (1) 補償法第1条の2第2項に該当する場合において発生した災害
- (2) 規則16-0第3条各号に該当する災害
- (3) 前各号に掲げるほか、「通勤による災害の認定について(通知)」（昭和48年11月27日職厚一1029）によっても、なお、認定が困難であると認められる災害

（障害等級の決定）

第4条の2 方面総監は、障害等級の決定を行うに当たっては、あらかじめ陸上幕僚長の承認を得て行うものとする。ただし、運用通達第10の6の各号に掲げる障害のうち一の障害に係る障害等級の決定を行う場合は、この限りでない。

（補償事務主任者）

第5条 規則16-0第8条第1項及び訓令第3条第1項第6号の規定により陸上幕僚長が指名する補償事務主任者は、業務隊長等とする。

- 2 補償事務主任者は、規則16-0第8条第2項及び規則16-3第5条の規定により、補償及び福祉事業に関する手続等について隊員等及びその家族並びに所属長（予備自衛官及び即応予備自衛官にあつては訓練招集部隊長、予備自衛官補にあつては教育訓練招集部隊長をいう。以下同じ。）に対する助力及び助言を行うものとする。

（公務災害又は通勤災害発生等の通知）

第6条 所属長は、隊員等が次の各号の一に該当するときは、業務隊長等に通知するものとする。

- (1) 隊員等が公務災害又は通勤災害を受けたと思料する場合
- (2) 前号に掲げる災害により療養中の隊員等が治癒したと思料する場合
- (3) 公務災害又は通勤災害により補償及び福祉事業を受けている隊員が異動又は退職する場合

2 教育機関の長は、入校又は入隊中の隊員に係る前項に規定する通知は、当該教育機関の所在する駐屯地の業務隊長等に行うものとする。

（遠隔地における災害の処置）

第6条の2 業務隊長等は、第3条第1項の表管轄区分の欄中に定める隊員、予備自衛

官、即応予備自衛官及び予備自衛官補が部隊等の所在する駐屯地から離れた遠隔地で公務災害又は通勤災害を受けたと思料する場合には、当該発生場所の最寄りの業務隊長等に調整の上、調査を依頼することができる。

(海上自衛官又は航空自衛官の処置)

第7条 業務隊長等は、陸上幕僚長の監督する部隊等に補職されている海上自衛官又は航空自衛官が公務災害又は通勤災害を受けた場合には、災害発生報告書(別紙第2)に示された内容を、当該隊員を管轄する補償事務主任者に通知するものとする。(法定第3号)

2 業務隊長等は、自衛隊情報保全隊のうち、地方情報保全隊に補職されている海上自衛官又は航空自衛官が公務災害又は通勤災害を受けた場合には、災害発生報告書(別紙第2)に示された内容を、当該隊員を管轄する補償事務主任者に通知するものとする。(法定第3号)

(災害補償診断書等)

第8条 業務隊長等が災害の調査又は報告及び補償又は福祉事業の実施に必要とする診断書等の内容は、別紙第3によるものとする。

2 前項の規定により診断書等の作成を依頼する場合は、その使用区分に従い、必要とする事項については、これを明示して行うものとする。

(公務災害又は通勤災害の報告)

第9条 業務隊長等及び海外で活動するために編成された部隊の長は、探知した災害(職務上、発生したことを知った災害をいい、第6条第1項第1号の規定により通知を受けた災害を含む。以下同じ。)が公務災害又は通勤災害であると判断した場合及び隊員等又は当該隊員の遺族から公務災害又は通勤災害を受けたと思料する旨の申出があった場合には、速やかに当該災害の認定権者に報告するものとする。

2 前項に規定する報告は、災害発生報告書(別紙第2)に、診断書等その他災害の認定に必要な資料を添付して行うものとする。(法定第3号)

3 隊員等の死亡に係る報告は、前項の資料のほか、補償法第16条又は第17条の5に規定する遺族の順位等(年金又は一時金の受給資格要件を含む。)を明らかにする書類を添付して行うものとする。

4 第6条第2項の通知を受けた業務隊長等は、災害発生報告書(別紙第2)に示された内容を、当該隊員を管轄する業務隊長等に通知するものとする。

第9条の2 業務隊長等は、第6条の規定により通知を受けた災害が第4条第1項第4号又は同条第2項第3号に該当する災害であって、当該災害が公務災害又は通勤災害に該当する判断した場合には、前条第1項の規定による報告に先立ち、直ちに次に掲げる事項を認定権者に報告するものとする。

- (1) 隊員等の所属、階級、氏名、生年月日及び職務
- (2) 疾病名及び災害の概要
- (3) 公務災害又は通勤災害と判断した理由
- (4) その他必要となる事項

2 業務隊長等は、第7条又は前条第4項に規定する手続を要する隊員にかかわる災害が第4条第1項第4号に該当する災害である場合には、前項の規定に準じて当該隊員を管轄する補償事務主任者又は業務隊長等に通知するものとする。

3 方面総監は、第1項の報告を受けた場合において、当該災害が公務災害又は通勤災害に該当すると思料する場合には、直ちにその内容を陸上幕僚長に報告するものとする。

(海外での活動中の災害に係る特例)

第10条 海外での活動中の災害に係る第9条第1項に規定する報告を受けた認定権者は、当該災害を公務災害又は通勤災害と認定したときは、担当業務隊長等を指定し、補償及び福祉事業を実施させるものとする。

2 個人派遣の隊員の所属する部隊等の長は、当該隊員が、公務災害又は通勤災害を受けたと思料する場合は、第6条第1項により通知し、その通知を受けた当該隊員を管轄する業務隊長等は、災害発生報告書(別紙第2)により、速やかに当該災害の認定権者に報告するものとする。(法定第3号)

(業務隊長等の処置)

第11条 業務隊長等は、探知した災害が公務災害又は通勤災害でないと判断した場合には、認定権者と調整の上、隊員等の所属長に通知するものとする。

2 第9条の規定に基づき、海外で活動するために編成された部隊の長は、探知した災害が公務災害又は通勤災害でないと判断した場合には、認定権者と調整の上、前条第1項に示す担当業務隊長から隊員等の所属長に通知するものとする。

(災害認定の通知)

第12条 認定権者は、隊員等の受けた災害について、公務災害又は通勤災害と認定したときは、規則16-0第23条の規定に準じた公務災害補償通知書又は通勤災害補償通知書(以下「災害補償通知書」という。)を、当該業務隊長等を経て隊員等又は当該隊員等の遺族(以下「補償を受ける者」という。)に、その通知書の写しを当該隊員等の所属長に通知するものとする。

2 方面総監は、死亡に係る前項の通知を行ったときは、災害発生報告書(別紙第2)の写し及び災害補償通知書の写しを速やかに陸上幕僚長に送付するものとする。

3 方面総監は、死亡に係る第1項の通知を行ったときは、死亡者諸給付等報告書(別紙第4)に掲げる事項を速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。(法定第4号)

4 認定権者は、隊員等の受けた災害について、公務災害又は通勤災害でないと認定したときは、公務(通勤)災害非該当通知書(別紙第5)を第1項の規定に準じて通知するものとする。

5 方面総監は、前項に規定する通知を行ったときは、当該通知書の写し及びこれに係る関係書類を陸上幕僚長に送付するものとする。

(損害賠償等に係る事務の調整等)

第13条 業務隊長等は、補償の原因となった災害が第三者の行為によって生じたものである場合に、前条第1項の規定により通知書を受領したときは、速やかに当該第三者又は自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に係る管轄店等に対して、当該災害に係る損害賠償の有無等及び補償の実施の予定等について調整し、あらかじめ、補償の免責又は補償実施に伴う求償の事務に備えるものとする。

2 業務隊長等は、前項の場合において、損害賠償が行われたことにより補償の免責が行われることとなったときは、当該免責に係る補償の種類及び金額を明確にして記録するものとする。

3 業務隊長等は第1項に規定する調整の結果により、補償を実施したときは、速やかに賠償実施権者(陸上自衛隊損害賠償実施規則(陸上自衛隊達第34-5号(49.9.27))第3条に規定するものをいう。)と調整し、第三者に対する求償を行う必要があると認めるときは、陸上自衛隊債権管理事務取扱規則(陸上自衛隊達第16-1号(46.2.25))第8条の規定による債権発生のお知らせを行うものとする。

(療養補償の実施)

第14条 業務隊長等は、療養補償を実施するに当たっては、原則として自らが医療機関を指定し、公務災害又は通勤災害の医療の実施を依頼することにより行うものとする。

2 業務隊長等は、前項の規定により指定した医療機関から、療養費の請求を受けた場合は、その請求の内容を審査した上、当該経費の支払を担当する資金前渡官吏に療養補償支払指示書（基準）（別紙第6）を送付し、療養補償を実施するものとする。

3 業務隊長等は、補償を受ける者から「人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）の運用について（平成14年6月20日勤補-182）」（以下「様式通達」という。）別表に定める療養補償請求書の提出を受けたときは、前項の規定に準じて療養補償を実施するものとする。

第15条 削除

（補償の請求又は福祉事業の申請）

第16条 補償（療養補償を除く。）又は福祉事業を受けようとする者は、様式通達別表に定める請求書又は申請書を、管轄する業務隊長等を経て当該補償又は福祉事業の支給決定権者に提出するものとする。

2 業務隊長等は、前項の申請書を受理した場合は、福祉事業につき期間及び経費の見込み等を必要とするものは、医師と調整の上、当該見込み等を明らかにする書類を添付し、介護補償の請求に係るものについては、診断書等を添付し、補装具の申請に係るものについては、その必要性、種目等を明記した診断書等と所要経費の見積書を添付して、当該申請書を支給決定権者に進達するものとする。

3 業務隊長等は、補装具の申請に当たっては、その基準の範囲内の価格のものとするのが適当でないとするもの又は基準が定められている補装具以外の補装具の支給が必要と認められるものについては、所要の意見を付して支給決定権者に上申するものとする。

4 業務隊長等は、第1項の規定により請求書又は申請書を受理した場合は、所属長が証明した平均給与額算定書に職員別給与簿など給与の支給状況が分かる資料を添えて支給決定権者に進達するものとする。

5 方面総監は、補償の請求又は福祉事業申請に係るもののうち、年金たる補償等及び第3項に該当すると認められるものについては、所要の意見を付して、当該請求書、申請書及び災害関係書類を添付して陸上幕僚長に上申するものとする。

（補償又は福祉事業の通知）

第17条 支給決定権者は、補償の支給を決定したときは、補償の支給決定通知書（別紙第7）を、福祉事業の実施を承認したときは、福祉事業承認通知書（別紙第8）を、福祉事業の支給を決定したときは、福祉事業支給決定通知書（別紙第8-2）を、当該管轄業務隊長等を経て補償又は福祉事業を受ける者に通知するものとする。

2 前条第1項に規定する請求又は申請が、補償を行うべき事由に該当しないものと決定したときは補償非該当通知書（別紙第9）を、福祉事業を行うべき事由に該当しないものと承認したときは、福祉事業不承認通知書（別紙第10）を前項の例により通知するものとする。

3 方面総監は、隊員等の死亡に係る第1項又は前項に規定する通知を行ったときは、次の各号に掲げる書類の写しを陸上幕僚長に送付するものとする。

(1) 補償の請求書、福祉事業の申請書

(2) 補償の支給決定通知書、福祉事業承認通知書、福祉事業支給決定通知書、補償非該当通知書、福祉事業不承認通知書

（補償金等の支給）

第18条 業務隊長等は補償の支給決定通知書及び福祉事業支給決定通知書又はいずれかを受領したときは、補償金の支払を担当する資金前渡官吏に、当該通知書の写しを添えて、災害補償金等支払指示書（基準）（別紙第11）を送付するものとする。

2 年金たる補償等の、第2回目以降の支給は支払期月の前月の末日（ただし、2・3月分については4月上旬）までに、前項の規定に準じて行うものとする。

3 業務隊長等は、補装具に係る福祉事業承認通知書を受領したときは、速やかに補装具の調達を行い、当該申請者に補装具の支給を行うものとする。

第19条 削除

（補償又は福祉事業実施の移管）

第20条 補償又は福祉事業を受けている隊員等が、第3条に規定する管轄区分を異にして異動する場合において、業務隊長等は、引き続き補償又は福祉事業の実施を必要と認めるときは、異動後の補償又は福祉事業の実施を管轄する業務隊長等に移管するとともに、認定権者に移管文書の写しを送付するものとする。ただし、認定権者を異にして異動する場合は、次項に規定する書類等を添えて認定権者に上申するものとする。

2 前項の移管は、災害補償関係書類並びに異動直前における傷病の経過、予後の治療の要否及び見込み等について記載した診断書等を添付して行うものとする。

3 第1項ただし書に規定する場合の移管は、認定権者が、業務隊長等の上申に基づき新たな認定権者に災害補償関係書類を添えて移管するものとする。

4 年金たる補償を受けている者が、第3条に規定する管轄区分を異にして異動したときは、業務隊長等は、認定権者に災害補償関係書類を添えて上申するものとする。

5 陸上幕僚長は、前項の上申を受理した場合には、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 方面総監の管轄区分に属さないものであるときは、速やかに異動後の補償の実施について管轄する業務隊長等を指定し、異動後の補償を実施させるものとする。

(2) 方面総監の管轄区分に属するものであるときは、異動後の補償の実施について管轄する方面総監に、前項に規定する災害補償関係書類を添えて、当該補償の実施について移管するものとする。

6 方面総監は、第4項に規定する上申を受理した場合には、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 引き続き自己の管轄区分に属するものであるときは、速やかに異動後の補償の実施について管轄する業務隊長等を指定し、異動後の補償を実施させるものとする。

(2) 自己の管轄区分に属さないものであるときは、陸上幕僚長の承認を得て、異動後の補償の実施について管轄する方面総監に、第4項に規定する災害補償関係書類等を添えて、当該補償の実施について移管するものとする。

(3) 方面総監の管轄区分に属さないものであるときは、陸上幕僚長に、第4項に規定する災害補償関係書類等を添えて、当該補償の実施について移管するものとする。

7 認定権者は、部隊の改編等により業務隊長等が自己の管轄区分に属さないこととなった場合は、新たな認定権者に災害補償関係書類を添えて移管するものとする。

（災害補償の治癒報告）

第21条 業務隊長等は、療養補償を受けている隊員等が治癒したと思料するときは、災害補償治癒報告書（別紙第12）に、傷病の経過及び現症について記載した診断書等を添付して、当該隊員等を管轄する認定権者に報告するものとする。（法定第5号）

2 認定権者は、前項に規定する報告を受理した場合は、これを審査し、治癒していると認めるものについて、様式通達別表に定める治癒認定通知書をもって第12条第1

項の規定に準じて通知するものとする。

(更生指導)

第22条 業務隊長等は、更生指導業務の実施に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第13号）に基づく更生指導を受けることを希望する者の有無を調査して、更生指導希望者名簿（別紙第13）により、各号の区分に基づいて通知するものとする。

- (1) 次年度の4月から更生指導を受けることを希望する者の有無について、毎年10月1日現在において調査し、方面総監の指揮監督する部隊等については方面総監に、方面総監の指揮監督する部隊等以外については陸上幕僚長に、10月20日までにそれぞれ通知するものとし、その通知を受けた陸上幕僚長及び方面総監は当該名簿を取りまとめて10月末日までに自衛隊中央病院長に通知するものとする。
- (2) 10月から更生指導を受けることを希望する者の有無について、毎年4月1日現在において調査し、方面総監の指揮監督する部隊等については方面総監に、方面総監の指揮監督する部隊等以外については陸上幕僚長に、4月20日までにそれぞれ通知するものとし、その通知を受けた陸上幕僚長及び方面総監は当該名簿を取りまとめて4月末日までに自衛隊中央病院長に通知するものとする。

第3章 帳簿、記録及び報告

(災害補償原簿等)

第23条 認定権者は、災害補償原簿（別紙第14）及び災害補償通知簿（別紙第15から別紙第17まで）を備え、災害の認定、補償の決定及び福祉事業の承認並びに治癒の認定等に係る通知書番号等を記録するとともに、災害の報告、補償の請求及び福祉事業の申請等に係る受理及び処理の状況を把握しておくものとする。

2 業務隊長等は、災害補償台帳（別紙第18）を備え、災害の調査及び報告、補償の請求、福祉事業の申請等の処理状況を把握しておくものとする。

(記録)

第24条 業務隊長等は、人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）（以下「規則16-4」という。）第29条に規定する記録簿を備え、必要事項を記録しておくものとする。

(報告)

第25条 方面総監及び業務隊長等は、年度内に実施した補償及び福祉事業の実施状況を、別紙第19から別紙第27までの様式により、方面総監にあっては次年度の4月20日までに陸上幕僚長に、業務隊長等にあっては次年度の4月10日までに認定権者に報告するものとする。（法定第6号）

2 方面総監は、毎年4月20日までに、規則16-4第32条に規定する療養の現状報告書であって、当該年に3年以上にわたって療養補償を受けている者から報告されたものの写しに関係資料を添えて陸上幕僚長に提出するものとする。（法定第14号）

(委任規定)

第26条 この達に定めるもののほか、災害補償の実施に関し、必要な事項は、通達で定める。

附 則

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月12日陸上自衛隊達第32-8-1号）

この達は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日陸上自衛隊達第122-132号）

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日陸上自衛隊達第32-8-2号)

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日陸上自衛隊達第32-8-3号)

この達は、平成12年3月28日から施行する。

附 則 (平成12年12月14日陸上自衛隊達第32-8-4号)

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日陸上自衛隊達第32-8-5号)

1 この達は、平成14年3月27日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式 of 用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則 (平成15年3月7日陸上自衛隊達第32-8-6号)

この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年1月9日陸上自衛隊達第32-8-7号)

この達は、平成16年1月9日から施行する。

附 則 (平成18年3月26日陸上自衛隊達第32-8-8号)

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月26日陸上自衛隊達第32-8-9号)

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日陸上自衛隊達第32-8-10号)

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則 (平成19年8月27日陸上自衛隊達第32-8-11号)

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月23日陸上自衛隊達第32-8-12号)

この達は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号)

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日達第32-8-13号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月31日陸上自衛隊達122-235号)

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月15日陸上自衛隊達第122-238号)

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 (平成23年5月17日陸上自衛隊達第32-8-14号)

この達は、平成23年5月17日から施行する。

附 則 (平成27年9月28日陸上自衛隊達第32-8-15号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日陸上自衛隊達第32-8-16号)

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月8日陸上自衛隊達第32-8-17号)

この達は、平成28年8月8日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日陸上自衛隊達第32-8-18号)

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年4月19日達第122-302号）

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日達第122-303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による内紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年6月18日達第32-8-19号）

- 1 この達は、令和2年6月18日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による内紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和3年3月15日達第122-315号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による内紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和3年6月4日陸上自衛隊達第32-8-20号）

この達は、令和3年6月4日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

附 則（令和5年3月30日陸上自衛隊達第32-8-21号）

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による内紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和6年3月29日陸上自衛隊達第32-8-22号）

- 1 この達は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による内紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

機関等に勤務する陸上自衛官に係る担当駐屯地業務隊長等

権限の委任を受ける者	管轄区分
中央業務支援隊長	防衛医科大学校
札幌駐屯地業務隊長	北海道防衛局
東千歳駐屯地業務隊長	防衛装備庁千歳試験場 情報本部東千歳通信所
帯広駐屯地業務隊長	北海道防衛局帯広防衛支局
八戸駐屯地業務隊長	防衛装備庁下北試験場
仙台駐屯地業務隊長	東北防衛局
大宮駐屯地業務隊長	北関東防衛局
朝霞駐屯地業務隊長	情報本部大井通信所
座間駐屯地業務隊長	防衛装備庁陸上装備研究所
新発田駐屯地業務隊長	情報本部小舟渡通信所
武山駐屯地業務隊長	防衛大学校
	南関東防衛局
守山駐屯地業務隊長	防衛装備庁岐阜試験場
	近畿中部防衛局東海防衛支局
伊丹駐屯地業務隊長	近畿中部防衛局
米子駐屯地業務隊長	情報本部美保通信所
海田市駐屯地業務隊長	中国四国防衛局
福岡駐屯地業務隊長	九州防衛局
小郡駐屯地業務隊長	情報本部太刀洗通信所
大村駐屯地業務隊長	九州防衛局長崎防衛支局
健軍駐屯地業務隊長	九州防衛局熊本防衛支局
奄美駐屯地業務隊長	情報本部喜界島通信所
那覇駐屯地業務隊長	沖縄防衛局
その都度示す最寄りの駐屯地業務隊長等	その他

原簿番号		台帳番号	
		発 簡 番 号	
		発 簡 年 月 日	
殿		発 簡 者 名	
		(公 印 省 略)	
災 害 発 生 報 告 書			
(法定第 3 号)			
<input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> 通勤 災害について、次のとおり報告します。			
1 災害を受けた者に関する事項			
所属 (駐屯地) :		(駐屯地)
官職 :		(現 :) 認識番号 :
氏名 (ふりがな) :		()
生年月日 (年齢) :		年 月 日生 (歳)
発生日時 :		令和 年 月 日 () 時 分頃
発生場所 :			
傷病名 :			
傷病の部位及びその程度 :		<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院	
傷病の経過 : <input type="checkbox"/> 療養中 <input type="checkbox"/> その他 (年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡)			
2 補償を受ける者 (災害を受けた者と同じの場合は不要)			
氏名 (ふりがな) :		()
生年月日 (年齢) :		年 月 日生 (歳) 続柄 :
現住所 :			
氏名 (ふりがな) :		()
生年月日 (年齢) :		年 月 日生 (歳) 続柄 :
現住所 :			
報告の種類 : <input type="checkbox"/> 公務上の負傷 <input type="checkbox"/> 公務上の疾病 <input type="checkbox"/> 通勤による負傷 <input type="checkbox"/> 再発その他			
第三者加害事故該当性 : <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 自動車以外 <input type="checkbox"/> 国家賠償)			
探知方法 : <input type="checkbox"/> 規則16-0 第 20 条前段 (<input type="checkbox"/> 職権探知 <input type="checkbox"/> 部隊等からの通知)			
<input type="checkbox"/> 被災者又は遺族からの申出 (<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 申出書 (別添))			
調査開始日 :		年 月 日	
調査担当者 :			

備考 : 発簡者は、第 9 条第 1 項に規定する報告者とする。

3 災害発生の状況等

災害発生の状況及び原因：

発生の原因となった職務従事命令等：

4 現認者

災害発生の状況について、上記のとおり現認した。

和暦 年 月 日

所属： 階級・氏名：

所属： 階級・氏名：

5 所属長の証明

上記のとおり相違ないことを証明する。

和暦 年 月 日

職名：

階級・氏名：

6 添付資料

診断書 申出書 現認書 身体歴

その他：

7 補償事務主任者の意見等

公務上 公務外

発生原因： 演習訓練 体育訓練 車両事故 航空機事故 艦船事故

整備作業 その他

判断理由：

災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚-905）

その他（ ）

反証事由の有無： 無 有（ ）

給付制限の有無： 無 有（ 故意の犯罪行為 重大な過失）

3 災害発生の状況等		
災害発生日の勤務開始（予定）時刻又は勤務終了の時刻：	時	分頃
災害発生日に住居を離れた時刻：	時	分頃
災害発生日に勤務場所を離れた時刻：	時	分頃
災害発生の状況及び原因：		
通常通勤の経路及び方法： <input type="checkbox"/> 通勤届による <input type="checkbox"/> その他（ ）		
4 現認者		
災害発生の状況について、上記のとおり現認した。		
和暦	年	月 日
所属：	階級・氏名：	
所属：	階級・氏名：	
5 所属長の証明		
上記のとおり相違ないことを証明する。		
和暦	年	月 日
	職名：	
	階級・氏名：	
6 添付資料		
<input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 申出書 <input type="checkbox"/> 現認書 <input type="checkbox"/> 身体歴 <input type="checkbox"/> 通勤届 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 事故現場見取図（経路、方法及び所要時間を記載） その他：		
7 補償事務主任者の意見等		
<input type="checkbox"/> 通勤による <input type="checkbox"/> 通勤によらない 発生事由： <input type="checkbox"/> 出勤途上（ <input type="checkbox"/> 合理的経路上 <input type="checkbox"/> 逸脱後 <input type="checkbox"/> 中断後） <input type="checkbox"/> 退勤途上（ <input type="checkbox"/> 合理的経路上 <input type="checkbox"/> 逸脱後 <input type="checkbox"/> 中断後） <input type="checkbox"/> 就業場所から勤務場所への移動 <input type="checkbox"/> 単身赴任者赴任先住居と勤務先住居間の移動 判断理由： 災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚－905）第3－4 反証事由の有無： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） 給付制限の有無： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 故意の犯罪行為 <input type="checkbox"/> 重大な過失）		

災害発生連名表

連 番	災害を受けた者		補償を受ける者	
	所属(駐屯地)		氏名(続柄)	
	官職・氏名		生年月日(年齢)	
	認識番号		現住所	
	生年月日(年齢)		氏名(続柄)	
	傷病名(傷病の部位)		生年月日(年齢)	
	傷病の程度		現住所	
	()		()	
		和暦	年 月 日生 (歳)	
	年 月 日生 (歳)		()	
		和暦	年 月 日生 (歳)	
	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡			
	()		()	
		和暦	年 月 日生 (歳)	
	年 月 日生 (歳)		()	
		和暦	年 月 日生 (歳)	
	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡			
	()		()	
		和暦	年 月 日生 (歳)	
	年 月 日生 (歳)		()	
		和暦	年 月 日生 (歳)	
	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡			
	()		()	
		和暦	年 月 日生 (歳)	
	年 月 日生 (歳)		()	
		和暦	年 月 日生 (歳)	
	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡			

注：「補償を受ける者」欄は、災害を受けた者と同一の場合は記載不要

寸法：日本産業規格A4

診 断 書（意見書、病歴書）

1 災害を受けた者の所属（住所）、階級、氏名、生年月日

2 傷病名

3 初診時の状況及び診察所見

(1) 初診年月日

(2) 問診等の内容

ア 発生又は発症の時期

イ 発生又は発症に至る経緯状況

ウ 発生又は発症から初診までの経過

エ 初診時の主訴

(3) 診察所見、検査内容・所見

（自覚症状に対する他覚的所見等について、傷病部位、創傷等の状態を具体的に記載する。）

(4) 診断等区分（入院、通院その他就業に関する医師の指示事項等）

注：休業補償又は障害補償の請求、移管の実施、治癒報告又は福祉事業の申請等に資料として用いる場合は「現病歴」として要約する。

4 経過

（傷病（症状）の経過、処置内容、検査結果等について具体的に記載する。）

5 現症及び予後（症状固定状態にある場合は、その旨記載する。）

（傷病部位の症状等の状態について、器質的異常がある場合は、写真又は要図等により、また、機能的異常のある場合は、その状態（関節の角度測定等を含む。）等を具体的に記載する。）

6 傷病の原因又は障害の状態に対する意見

死亡者諸給付等報告書
(法定第4号)

公務上の災害

通勤による災害

実施機関名 _____

所属部隊	()	災害発生年月日	. .	災害の概要	
階級号俸	号俸(月額)	死亡年月日	. .		
氏名及び年齢	(. . . 生当時 歳)	認定年月日	. .		
遺族の氏名等 氏名 生年月日 及び続柄		入隊年月日	. .		
		最終昇給年月日	. .		
		最終昇任又は 昇格年月日	. .		
		退職年月日	. .	傷病名	
遺族の住所					
一時金	国家公務員災害補償法による給付 (円)		その他の給付 (円)		平均給与額等の計算方式
	遺族補償一時金		退職手当		平均給与額 (適用条項)
	葬祭補償		特別弔慰金		退職手当 (適用条項) (勤続期間 年 箇月)
	遺族特別支給金		賞じゅつ金		
	遺族特別援護金				
	遺族特別給付金				
	計		計		適用 <input type="checkbox"/> 船員特例 <input type="checkbox"/> 5割加算特例
年金	遺族補償年金				一時金計
	遺族特別給付金				
		計		計	

寸法：日本産業規格A4

注 最終昇任又は昇格年月日欄は、自衛官にあっては最終昇任年月日とし、事務官等にあっては最終昇格年月日とする。

別紙第5（第12条関係）

通知番号

文書日付

（災害を受けた者又は遺族の氏名）殿

（認定権者）官職氏名

公務（通勤）災害非該当通知書

下記1の災害について、2の理由により公務上のもの（通勤によるもの）でないと認定したので通知します。

なお、この認定について不服がある場合には、防衛大臣に対して審査の申立てをすることができます。

記

1 公務上のもの（通勤によるもの）でないと認定した災害

- (1) 災害を受けた者の被災当時の所属、階級及び氏名
- (2) 認定した傷病名及び死亡の原因又は障害の状態
- (3) 認定した災害の発生年月日及び場所

2 認定した理由

別紙第6（第14条関係）

発簡番号

発簡日付

（資金前渡官吏）殿

（業務隊長等）

（公印省略）

療養補償支払指示書（基準）

公務（通勤）災害の療養に要した費用について、療養補償として支給することとしたので、次のとおり支払を実施されたい。

- 1 災害を受けた者の所属、階級及び氏名
- 2 療養に要した費用及びその期間
- 3 療養補償の支払先
 - (1) 所在地（住所）及び名称（氏名）
 - (2) 振込先

補償を受けるべき者の氏名 殿

（支給決定権者）官職氏名

_____支給決定通知書

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第27条第1項において準用する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第 条の規定により下記1の災害について、2のとおり補償を支給することと決定したので通知します。

記

1 補償の原因となった災害

- (1) 災害の認定権者名
- (2) 公務（通勤）災害補償通知書番号及び日付
- (3) 補償の原因となる傷病名及び障害の状態又は死亡の原因
- (4) 災害発生年月日

2 支給を決定した補償

- (1) 休業補償の場合
 - ア 支給対象期間
 - イ 補償金額
- (2) 介護補償の場合
 - ア 介護状態の区分
 - イ 支給対象期間
 - ウ 補償金額
- (3) 障害補償年金又は傷病補償年金の場合
 - ア 障害等級又は傷病等級
 - イ 補償年金の年額
 - ウ 支給事由発生年月日及び支給開始の時期
 - エ 補償年金の年額の算定基礎となる平均給与額（その額が規則16-0第18条又は補償法第4条の4第1項の規定の適用を受けて定められたものである場合には、これらの規定の適用がなかったものとした場合における額を括弧書きで付記すること。）
 - オ 補償年金の支払い方法
- (4) 障害補償一時金の場合
 - ア 障害等級
 - イ 補償金額
 - ウ 支給事由発生年月日
- (5) 遺族補償一時金又は葬祭補償の場合
 - ア 補償金額
 - イ 支給事由発生年月日

(6) 遺族補償年金の場合

ア 補償年金の年額

イ 補償年金の額の算定基礎となる遺族の氏名

ウ 支給事由発生年月日及び支給開始の時期

エ 補償年金の年額の算定基礎となる平均給与額（その額が規則16-0第18条又は補償法第4条の4第1項の規定の適用を受けて定められたものである場合には、これらの規定の適用がなかったものとした場合における額を括弧書きで付記すること。）

オ 補償年金の支払い方法

カ 補償法附則第20項の規定により遺族補償年金の支給が停止される場合には、支給停止期間経過後の支給開始年月

- 注：1 1(2)は、介護補償の場合、「障害（傷病）補償年金支給決定通知書番号及び日付」とする。1(3)は、休業補償、介護補償又は傷病補償年金の場合、「補償の原因となる傷病名」とし、障害補償の場合、「補償の原因となる傷病名及び障害の状態」とし、遺族補償又は葬祭補償の場合、「死亡の原因」とする。1(4)は、休業補償又は介護補償の場合、未記載とする。
- 2 休業補償、傷病補償年金又は障害補償の場合において、補償法第14条の規定を適用するものであるときは、その理由並びに期間及び減額される金額を記載する。
- 3 補償法第5条第2項又は第6条第2項の規定により損害賠償との調整が行われた場合には、免責額（年金に係るものにあつては、免責期間（年金の支給停止期間）及び免責期間経過後の支給開始予定年月を含む。）等を記載する。
- 4 補償法附則第10項又は第14項の規定により前払い一時金の支給が行われた場合には、支給停止期間経過後の支給開始予定年月を記載する。
- 5 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和41年法律第67号）附則第8条の規定により他の法令による給付との調整がされる場合には、調整理由及び支給調整額を記載する。

別紙第8（第17条関係）

通知書番号

文書日付

申請者の氏名 殿

（承認権者） 官職氏名

福 祉 事 業 承 認 通 知 書

下記のとおり福祉事業の実施を承認したので通知します。

記

- 1 福祉事業の種類
- 2 福祉事業の内容
- 3 その他必要な事項

別紙第8-2（第17条関係）

通知書番号

文書日付

申請者の氏名 殿

（承認権者） 官職氏名

福祉事業支給決定通知書

下記のとおり福祉事業の支給を決定したので通知します。

記

- 1 福祉事業の種類
- 2 決定した支払金額
- 3 その他必要な事項

通知書番号

文書日付

請求者の氏名 殿

（決定権者） 官職氏名

_____補償非該当通知書

下記1の請求に係る_____補償について、2の理由により支給を行わないものと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、防衛大臣に対して審査の申立てをすることができます。

記

- 1 請求の内容等
 - (1) 請求者氏名
 - (2) 請求書日付
 - (3) 補償の種類等

- 2 決定した理由

通知書番号

文書日付

申請者の氏名 殿

（承認権者） 官職氏名

福祉事業不承認通知書

下記1の申請に係る福祉事業について、2の理由により福祉事業を行わないものと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、防衛大臣に対して措置の申立てをすることができます。

記

1 申請の内容等

- (1) 申請者氏名
- (2) 申請書日付
- (3) 福祉事業の種類・内容等

2 決定した理由

発簡番号

発簡日付

（資金前渡官吏） 殿

（業務隊長等）

（公印省略）

災害補償金等支払指示書（基準）

次のとおり補償（福祉事業）の支払を実施されたい。

1 支給を決定された補償（承認された福祉事業）

- (1) 災害を受けた者の所属、階級及び氏名
- (2) 補償（福祉事業）を受けるべき者の住所及び氏名（災害を受けた者との続柄）
- (3) 補償の種類（福祉事業の種類・内容）

（傷病補償年金、障害補償年金若しくは遺族補償年金又は福祉事業については、支給対象期間を含む。）

- (4) 補償金額（福祉事業）の支給金額

2 補償（福祉事業）の支払先

（受領委任については、支払先の所在地及び名称を含む。）

別紙第12（第21条関係）

発簡番号

発簡日付

（あて先） 殿

（業務隊長等）

（公印省略）

災 害 補 償 治 癒 報 告 書

（法定第5号）

- 1 認定権者名
- 2 公務災害（通勤災害）補償通知書番号及び日付
- 3 災害を受けた者の所属、階級及び氏名
- 4 傷病名及びその状態
- 5 災害発生年月日及び治癒年月日
- 6 療養補償の支給対象となった日数
- 7 その他必要な事項

（あて先） 殿

更生指導希望者名簿

所属（駐屯地） 階級、 ^{ふりがな} 氏名、生年月日 （職種）（認番）	出身県 家族の状況 （最終学歴）	傷病名	障害の程度 （等級、号の区分）	発生年月日 （治癒年月日）	補装具の有無、 使用状況	希望する理由	治癒後の 職務内容	希望する 入所期間

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 障害の程度欄は、障害の程度及び現状がよく分かるように具体的に記入する。
- 2 治癒後の職務内容欄は、日時の順に、期間を含めてその内容を具体的に記入する。
- 3 承認された場合に、扶養家族等を帯同する者は、家族の状況欄にその旨を記入する。
- 4 希望者について各人ごとに、所属長の意見書（本人の生活及び技能上の長所、短所、その他指導上必要事項等）を添付する。
- 5 希望する者がいない場合は、所属欄に「該当なし」と記入する。

災害補償原簿

整理番号	災害の報告						補償の請求、福祉の申請				
	報告実施機関名	(公務、通勤区分) 受理年月日 (発生年月日)	所属又は 所住階氏	公務、非公務 の別又は通勤 災害該当、非 該当の別通知 書日付	治癒認定通 知書日付 (治癒年月 日)	備考	進 機 関 達 名	(公務、通 勤区分)受 理年月日	請求、申 請の内容	決定、承認 事項の内容 通知書日付	備考

寸法：日本産業規格A4

災害補償通知簿 (災害補償通知書)

認定通知書番号	通知書付日	災害補償原簿整理番号	階級、氏名	災害発生年度	駐屯地	公務災害補償通知書			通勤災害補償通知書		
						公務、非公務の別認定事由区分	原因別区分	備考	該当、非該当の別出、退勤区分	経路等区分	備考

寸法：日本産業規格A4

注：1 次に掲げる各欄の記入要領は次のとおりとする。

- (1) 認定事由区分欄：ア 負傷（負傷による死亡）：「自己の職務遂行中」「担当外の職務遂行中」「出張中又は赴任途上」「出退勤途上（公務上のもの）」「レクリエーション参加中」「設備の不完全又は管理上の不注意」「職務遂行に伴う怨恨」又は「その他（内容を簡略に記入する。）」
イ 疾病（疾病による死亡）：規則16-0別表第1の該当する号
- (2) 原因別区分欄：「演習訓練」「体育訓練」「車両事故」「航空機事故」「艦船事故」「整備作業」又は「その他（内容を簡略に記入する。）」
- (3) 経路等区分欄：「合理的経路上」「逸脱後」又は「中断後」
- (4) 備考欄：ア 報告等区分「第12条報告」「第13条報告」「再発」（再発による認定の場合）又は「判定」（審査申立による認定の場合）
イ 災害区分：「負傷による死亡」又は「疾病による死亡」（死亡の場合のみ）
ウ その他：「第三者行為（車両事故）」又は「第三者行為（その他）」（第三者行為災害によるものの認定の場合）

2 非公務と認定したもの及び通勤災害非該当と認定したものについては、それぞれの通知欄は朱記するものとする。

災害補償通知簿 (補償・福祉の決定・承認通知書)

決定・承認通知書 番号	通知書付 日	災害補償 原簿整理 番号	階級 氏名	公務災害				通勤災害			
				補償の種類・内容 (障害等級・号)	補償の改 定追給等	福祉事業 の種類・ 内容	金額	補償の種類・内容 (障害等級・号)	補償の改 定追給等	福祉事業 の種類・ 内容	金額

寸法：日本産業規格 A 4

注：補償の不支給又は福祉の不承認に係るものについては、公務災害欄又は通勤災害欄に朱記するものとする。

災害補償通知簿（治癒認定通知書）

認定通知書番号	通知書日付	災害補償原簿整理番号	階級名	備考	認定通知書番号	通知書日付	災害補償原簿整理番号	階級名	備考

寸法：日本産業規格A4

災 害 補 償 台 帳

整理番号	災害の発生（調査）報告書						補償の請求、福祉の申請等					備考
	（公務通勤区分） 作成年月日 （発成年月日）	所属 階級 氏名	報告書 日付	災害補償通知書等受理年月日、公務、非公務の別又は通勤災害該当、非該当の別	通知書交付年月日（受領者氏名）	治癒年月日及び治癒認定通知書交付年月日（受領者氏名）又は移管実施（上申）年月日及び移管先	受理年月日（提出年月日）	請求申請等の内容	支給決定、承認通知書受理年月日及び補償、福祉の種類、金額	通知書交付年月日（受領者氏名）	支払、支給年月日	

寸法：日本産業規格A4

災害補償報告書 (補償種類別)
 (和暦 年度分)
 (法定第6号)

- 総括表
事務官等 自衛官候補生 生徒 即応予備自衛官 非常勤職員
自衛官 学生 予備自衛官 予備自衛官補

- 公務上の災害
通勤による災害

実施機関名

補償の種類	件数等区分	件数			日数	金額	翌年度へ継続する件数
		前年度からの継続	本年度発生	計			
療養補償							
休業補償							
傷病補償	年金						
障害補償	年金						
	一時金						
介護補償	常時						
	随時						
遺族補償	年金						
	一時金						
葬祭補償							
障害補償年金差額一時金							
障害補償年金前払一時金							
遺族補償年金前払一時金							
船員の特例	予備補償						
	行方不明補償						
計							

災害補償報告書(災害認定状況)
(和暦 年度認定分)
(法定第6号)

- 総括表
事務官等 自衛官候補生 生徒 即応予備自衛官 非常勤職員
自衛官 学生 予備自衛官 予備自衛官補

- 公務上の災害
通勤による災害

実施機関名

認定区分	計	事故発生年度					報告区分		
		年度	年度	年度	年度	年度以前	規則16-0第20条前段の規定に基づく報告	被災職員等からの申出に基づく報告	再発その他
公務又は通勤による災害の件数	()	()	()	()	()	()	()	()	()
公務又は通勤によらない災害の件数	()	()	()	()	()	()	()	()	()
未処理件数	手続中	()	()	()	()	()	()	()	()
	調査中	()	()	()	()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注：()内は、死亡者を内数で示すこと。

災害補償報告書(事由別公務災害認定状況)
(和暦 年度認定分)
(法定第6号)

- 総括表
 事務官等 自衛官候補生 生徒 即応予備自衛官 非常勤職員
 自衛官 学生 予備自衛官 予備自衛官補

実施機関名

区分 認定事由	件数内訳			発生原因別内訳								事故発生年度別内訳					
	認定	再発 その他	計	演習訓練	体育訓練	車両事故	航空機事故	艦船事故	整備作業	その他	計	年度	年度	年度	年度	年度以前	
自己の職務遂行中	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
担当外の職務遂行中	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
出張中又は赴任途上	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
出退勤途上(公務上のもの)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
レクリエーション参加中	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
設備の不完全又は管理上の不注意	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
職務遂行に伴う怨恨	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
その他	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
小計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
疾病の場合	人事院規則16-0別表第1第1号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	人事院規則16-0別表第1第2号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	人事院規則16-0別表第1第3号に掲げる疾病	腰痛(非災害性)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		振動障害	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		上肢等の運動器障害その他()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人事院規則16-0別表第1第4号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人事院規則16-0別表第1第5号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人事院規則16-0別表第1第6号に掲げる疾病	肝炎(伝染性)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		結核その他()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人事院規則16-0別表第1第7号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人事院規則16-0別表第1第8号に掲げる疾病	脳疾患	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		心臓疾患	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人事院規則16-0別表第1第9号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
人事院規則16-0別表第1第10号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
小計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

注：()内は、死亡者を内数で示すこと。

災害補償報告書 (態様別通勤災害認定状況)
 (和暦 年度認定分)
 (法定第6号)

- 総括表
事務官等 自衛官候補生 生徒 即応予備自衛官 非常勤職員
自衛官 学生 予備自衛官 予備自衛官補

実施機関名

通勤態様別		災害発生年度		計	年度	年度	年度	年度	年度以前
		計	年度						
出勤途上	合理的経路上	()	()	()	()	()	()	()	()
	逸脱後	()	()	()	()	()	()	()	()
	中断後	()	()	()	()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()	()	()	()
退勤途上	合理的経路上	()	()	()	()	()	()	()	()
	逸脱後	()	()	()	()	()	()	()	()
	中断後	()	()	()	()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()	()	()	()
合計		()	()	()	()	()	()	()	()

就業場所から勤務場所への移動※	()	()	()	()	()	()
単身赴任者赴任先住居と勤務先住居間の移動※	()	()	()	()	()	()

注：()内は、死亡者を内数で示すこと。 ※は、通勤による災害認定件数の内数。

災害補償報告書(第三者加害事故等発生状況)
 (和暦 年度認定分)
 (法定第6号)

- 総括表
事務官等 自衛官候補生 生徒 即応予備自衛官 非常勤職員
自衛官 学生 予備自衛官 予備自衛官補

実施機関名 _____

事故態様別		事故発生年度	計	年度	年度	年度	年度	年度 以前
			()	()	()	()	()	()
合計			()	()	()	()	()	()
公務災害	小計		()	()	()	()	()	()
	自動車による加害事故		()	()	()	()	()	()
	自動車以外による加害事故		()	()	()	()	()	()
	国家賠償等に係る事故		()	()	()	()	()	()
通勤災害	小計		()	()	()	()	()	()
	自動車による加害事故		()	()	()	()	()	()
	自動車以外による加害事故		()	()	()	()	()	()
	国家賠償等に係る事故		()	()	()	()	()	()

注：()内は、死亡者を内数で示すこと。

災害補償報告書 (補償の免責状況)
(和暦 年度分)
(法定第6号)

- 総括表
事務官等 自衛官候補生 生徒 即応予備自衛官 非常勤職員
自衛官 学生 予備自衛官 予備自衛官補

- 公務上の災害
通勤による災害

実施機関名

補償の種類	件数・金額	自動車による加害	自動車以外による加害	国家賠償等に係る事故	計
療養補償	免責件数	(件)	(件)	(件)	(件)
	免責額	(円)	(円)	(円)	(円)
休業補償	免責件数				
	免責額				
傷病補償年金	免責件数				
	免責額				
障害補償年金	免責件数				
	免責額				
障害補償一時金	免責件数				
	免責額				
介護補償	免責件数				
	免責額				
遺族補償年金	免責件数				
	免責額				
遺族補償一時金	免責件数				
	免責額				
葬祭補償	免責件数				
	免責額				
障害補償年金前払一時金	免責件数				
	免責額				
遺族補償年金前払一時金	免責件数				
	免責額				
計	免責件数				
	免責額				

福 祉 事 業 報 告 書
(和 暦 年 度 分)
(法定第6号)

- 総括表
事務官等 自衛官候補生 生徒 即応予備自衛官 非常勤職員
自衛官 学生 予備自衛官 予備自衛官補

- 公務上の災害
通勤による災害

実施機関名

種 類		事 項	件 数	個 数 又 は 日 数 等	金 額	移 送 費 又 は 旅 行 費	合 計 額
外 科		後 処 置					
補 装 具	支 給	義 肢 装 具					
		義 眼 補 聴 器					
		人 工 こ う 頭 車 い す					
	再 支 給						
	修 理						
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン							
ア フ タ ー ケ ア							
休 業 援 護 金							
ホ ー ム ヘ ル プ サ ー ビ ス							
奨 学 援 護 金		大 学 生 等					
		高 校 生 等					
		中 学 生 等					
		小 学 生 等					
就 労 保 育 援 護 金							
傷 病 特 別 支 給 金							
障 害 特 別 支 給 金							
遺 族 特 別 支 給 金							
障 害 特 別 援 護 金							
遺 族 特 別 援 護 金							
長 期 家 族 介 護 者 援 護 金							
合 計							

特別給付金支給報告書

(和暦 年度分)

(法定第6号)

- 総括表
事務官等 自衛官候補生 生徒 即応予備自衛官 非常勤職員
自衛官 学生 予備自衛官 予備自衛官補

- 公務上の災害
通勤による災害

実施機関名

件数等区分 特別給付金の種類	件数			金額	翌年度へ継続する件数
	前年度からの継続	本年度発生	計		
傷病特別給付金					
給付金 障害特別	年金				
	一時金				
給付金 遺族特別	年金				
	一時金				
障害差額特別給付金					
計					